

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 30日

高 崎 市 長 殿

提出者

住 所 群馬県高崎市八幡町358

氏 名 日本精工株式会社 高崎・榛名地区統括

統括 武藤 真一

電話番号 027-343-6431

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高崎工場
事業場の所在地	群馬県高崎市八幡町358
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E-25 はん用機械用具製造業
②事業の規模	18,498百万円
③従業員数	797名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙1のとおり



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 ※別紙3のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 ※別紙3のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類…有価回収を可能にするための分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記事項の継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			—
	産業廃棄物の種類	—		—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	t	— t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			—
	産業廃棄物の種類	—		—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—		—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—	t	— t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			—
	産業廃棄物の種類	—		—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—	t	— t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		—
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		—
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		※別紙3のとおり
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 ※別紙 3 のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

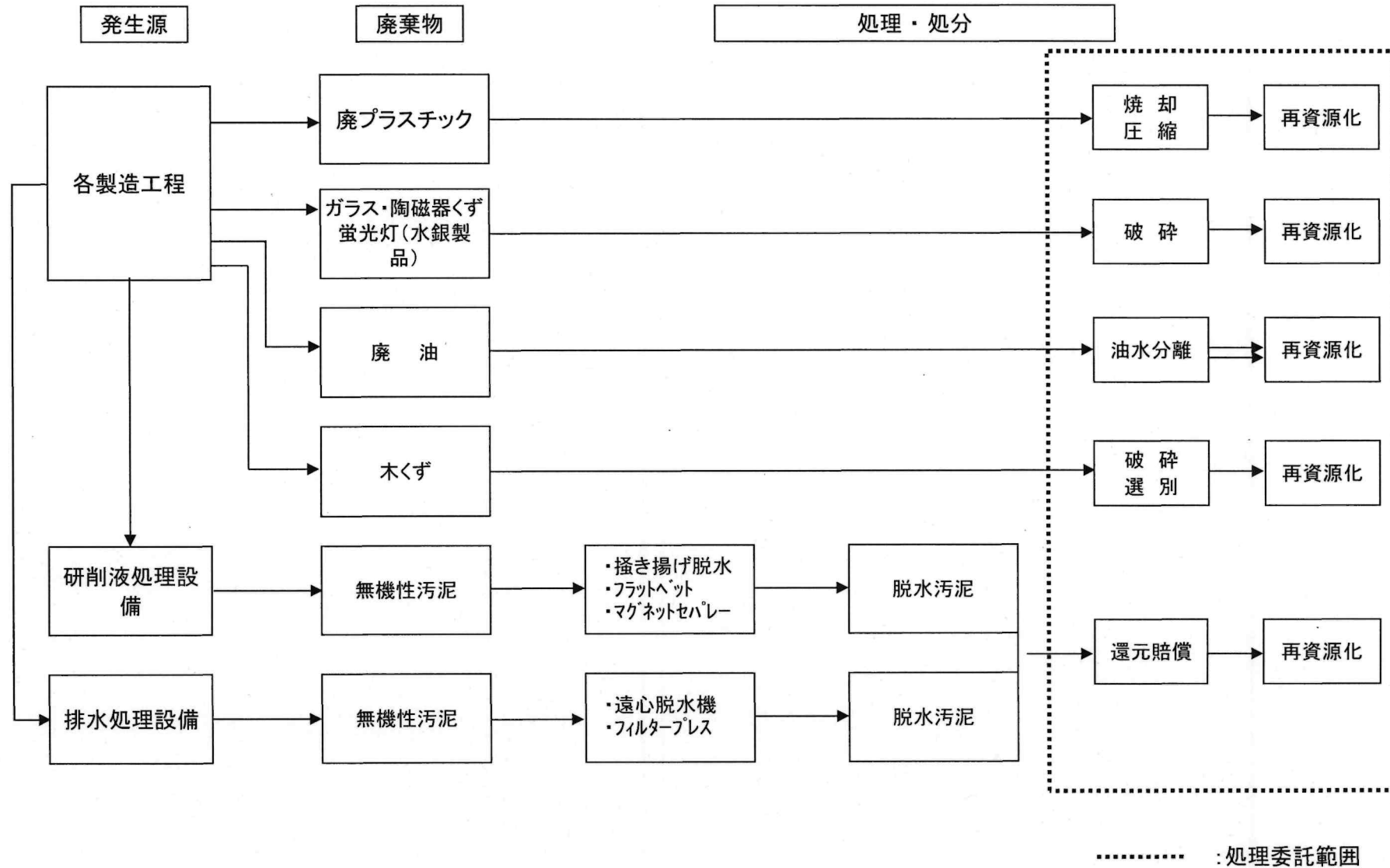
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度(令和6年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類
	排 出 量	1,421t	1,020t	30t
	(これまでに実施した取組)			
	・一括給水装置更新。(掻き揚げ脱水式⇒マグネットセパレーター式):2台目 ・研削汚泥固形化装置、廃プラ減容装置等の導入。 ・圧縮ビニールの有価処理化			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類
	排 出 量	1,279t	918t	27t
	(今後実施する予定の取組)			
	・排水処理汚泥の有価回収化			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度(令和6年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	1,421t	1,020t	30t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,416t	291t	30t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,421t	1,020t	30t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—
	(これまでに実施した取組)			
	・処理状況確認のための定期的な処理業者の現地確認を実施。			
	②計画	【目標】		
産業廃棄物の種類		汚泥	廃油	廃プラスチック類
全 処 理 委 託 量		1,279t	918t	27t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		1,274t	262t	27t
再生利用業者への 処 理 委 託 量		1,279t	918t	27t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		—	—	—
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		—	—	—
(今後実施する予定の取組)				
・処理業者の現地確認を継続して実施。				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度(令和6年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス・陶磁器くず	金属くず
	排 出 量	8t	16t	4t
	(これまでに実施した取組)			
	・砥石を再研磨し再使用。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス・陶磁器くず	金属くず
	排 出 量	7t	14t	3.6t
	(今後実施する予定の取組)			
	・徹底した分別の継続。 ・新規業者(有価処理)の開拓。			

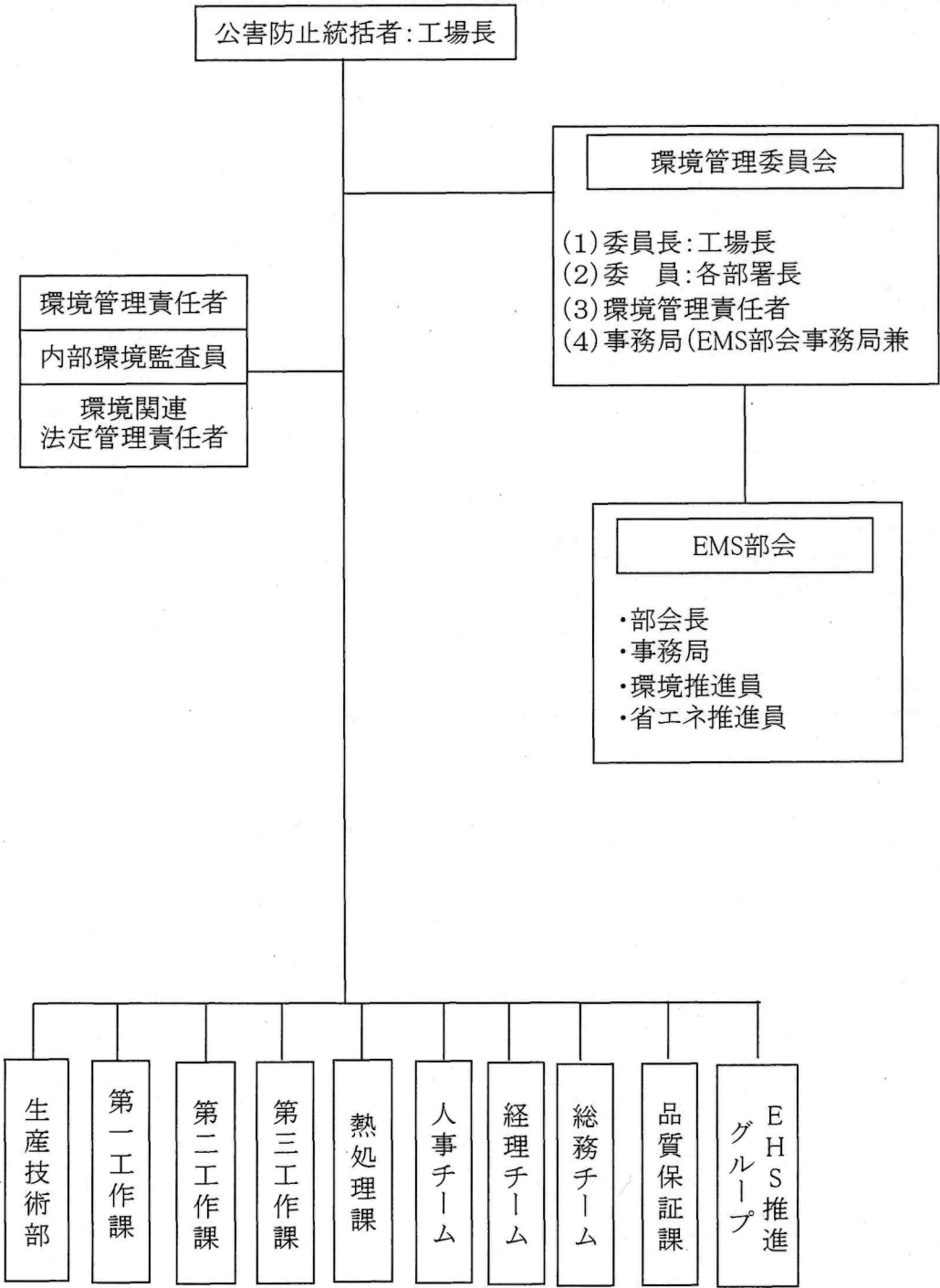
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度(令和6年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス・陶磁器くず	金属くず
	全 処 理 委 託 量	8t	16t	4t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	10t	4t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8t	16t	4t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—
	(これまでに実施した取組)			
	・処理状況確認のための定期的な処理業者の現地確認を実施。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス・陶磁器くず	金属くず
	全 処 理 委 託 量	7t	14t	3.6t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	9t	3.6t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7t	14t	3.6t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—
	(今後実施する予定の取組)			
	・処理業者の現地確認を継続して実施。			

廃棄物処理フロー



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)組織図



(2) 役割分担

統括責任者		高 崎 工 場 長
廃棄物管理担当		環境対策推進グループ GM 設 備 保 全 課 長
役 割	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、再利用、分別、最適処理の推進 ・計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項の検討
	廃棄物統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 ○委託業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結及び契約書の管理 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理 ○社員、関連企業に対する教育、啓発 ○その他関連する事項